

色材に関するレギュレーション講座 (第6講)

J. Jpn. Soc. Colour Mater., 90 [4], 148-153 (2017)

TSCA改正

辻 信一*†

*福岡女子大学国際文理学部環境科学科 福岡県福岡市東区香住ヶ丘1-1-1 (〒813-8529)

† Corresponding Author, E-mail: tsuji-env@fwu.ac.jp

(2017年1月22日受付, 2017年2月16日受理)

要 旨

米国の有害物質規制法 (TSCA) が、昨年 (2016年) 6月に改正された。改正法は、世界的な化学物質管理政策の見直しの中で、従来から指摘されていたTSCAの問題点のいくつかを改善した。

改正法では、所管官庁である環境保護庁 (EPA) の情報収集力を強化するとともに有害な化学物質の規制措置の発動要件を変更し、TSCAに基づく規制措置が機動的に発動できるように改正された。また、懸案となっていた既存化学物質の管理については、その安全性の点検を優先度に応じて実施する方法が新たに採用された。さらに、自主的な化学物質の安全点検プログラムであるTSCAワークプランを活用することが法律の条項で定められた。

本稿では、以上のような特徴を有する今般のTSCA改正 (TSCA改革: TSCA Reform) の要因と改正のポイントをなるべくわかりやすく解説する。

キーワード: 米国有害物質規制法, TSCA, Toxic Substances Control Act, 化学物質管理, 環境保護庁

1. はじめに

米国の有害物質規制法は、昨年 (2016年) 6月に改正され、Frank R. Lautenberg Chemical Safety for the 21st Century Actとの名称になった。この法律は、米国における化学物質管理を担う法律で、従来はToxic Substances Control Act (通称「TSCA」と呼ばれていた。1976年に制定され、その成立過程でわが国の「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(昭和48年10月16日法律第117号) (本稿では「化審法」と表記) にも影響を与えた。

化学物質管理の分野では、1992年の地球環境サミット (国連環境開発会議) の後、管理の仕組みの見直しが始まった。2002年の持続可能な開発に関する世界首脳会議 (WSSD: World Summit on Sustainable Development) における「持続可能な開発に関する世界首脳会議実施計画」の第23項では、次の目標が掲げられた。「環境と開発に関するリオ宣言の第15原則に記載されている予防原則に留意しつつ、透明性のある科学的根拠に基づくリスク評価手順を用いて、化学物質が人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で使用、生産されることを2020年までに達成することを目指す¹⁾」。この目標を達成するため、いくつかの国や地域で化学物質管理制度を見直す動きが具体化した。

このような各国の動きの中で、1990年代以降、米国においてTSCAの化学物質管理機能の強化の必要性が関係者の間で広く認識されるようになってきた。

本稿では、国際的な動向とTSCAの問題点を踏まえ、1976年に制定されたTSCAがどのような課題を抱え、米国の環境保護庁 (EPA: Environmental Protection Agency, 本稿では以下「EPA」と表記) がどのような対応を行ってきたかにも言及しつつ、今回のTSCA改革の成果を検討する。

なお、TSCAは、化学物質全般を規制する第I編が制定時から存在し、その後、II~VI編が加わった。そのためその構造は、化学物質全般を規制する第I編と、個別の規制対象に関するII~VI編から構成されている。本稿では、この第I編を扱う (本稿ではTSCAの第I編をTSCAと記述する)。

本稿では、TSCAに関して、2016年の改正以前のTSCAのことを「旧法」、「旧TSCA」または「改正以前のTSCA」との表現を用いている。また、2016年改正法については、「TSCA改正法」または「改正法」と表現している。もっとも、前後関係からあえてこのように表記する必要がない場合にはTSCAとの表記を用いている。

2. 既存化学物質の管理に関する課題

化学物質管理の見直しの動きの根底にあるのが、既存化学物質についてのリスク管理をどのようにすべきかという課題である。既存化学物質とは、化学物質を管理する法律が制定された時点で、営利目的ですでに製造または輸入されていた化学物質のことである。これに対して、化学物質管理法の制定後に営利目的で製造または輸入が開始された化学物質が新規化学物質である。



〔氏名〕 つじ しんいち
〔現職〕 福岡女子大学国際文理学部環境科学科 教授
〔趣味〕 水泳
〔経歴〕 1985年京都大学大学院工学研究科修士課程修了。同年通商産業省入省。2011年名古屋大学特任教授。2017年福岡女子大学教授。